

# 青森県報

第二千八百五十六号

平成十九年  
十一月九日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

広域連合の規約の変更……………	(市)	振興町	一
飼料の試験の結果の概要……………	(畜産課)	一	一
海岸保全区域の指定の一部改正……………	(整備)	漁港	二
道路の区域の決定……………	(道路課)	二	三
道路の区域の変更……………	(同)	三	三
道路の供用の開始……………	(同)	四	三
公 告			
気象観測装置の購入に係る一般競争入札……………	(原子力安全)	対策	五
争議行為の通知の公表……………	(労政・能力)	開発	六
出先機関			
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(中)	南地	六
土地改良区の定款変更の認可……………	(三)	八地	七
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(西)	北地	七
土地改良区の役員の就任……………	(同)	局	八
収用委員会			
公示による通知……………	(監)	理	八

## 告 示

青森県告示第七百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、つがる西北五広域連合の規約の変更を平成十九年十月二十五日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成十九年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百六十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十九年十月三日及び九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十九年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂 肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶 性 窒 素 %	へ っ け ン 率 %	T D N %		M E kcal/kg	そ 他 の 査 検 水 分 %	
みちのく飼料株式会 社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	R F ク ロ ス	19.10	13.6	4.1	0.36	0.59	5.9	4.5				73.9			13.7	
		R F ビ ー ン 翔	19.10	13.2	4.0	0.37	0.52	5.0	4.2				75.6			13.8	
		N H 肉 牛 M O	19.10	15.5	3.7	0.52	0.53	3.3	4.8			74.6			13.7		
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	ノーサン印 成鶏飼育用配 合飼料 ヘルシーSセゾン (B)	19.9	17.5	4.7	3.84	0.55	2.6	11.6				2,830			11.9	
		トキワ印配合飼料 トキワ幼雞 A P	19.10	23.9	4.6	1.07	0.72	1.9	5.8				3,050			11.5	
		ニチワ印アロー肥育後 期用配合飼料 J E P パワーゴール N Y	19.10	18.1	7.4	0.94	0.58	2.4	4.5				3,240			12.2	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	株式会社イナ ノウ 上北郡六戸町 大字大落瀬字 柳沢91の444	日配子豚育成用配合飼料 子豚用パワール80	19.9	16.4	5.4	0.54	0.51	2.9	3.8							13.3	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第七百六十八号

昭和三十六年二月十日青森県告示第百二十二号 (海岸保全区域の指定) の一部を次のように改正す。

平成十九年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

下北八	下手浜	下手浜	大間平	指定場所
戸	漁港			下北郡大間町大字大間字大間平地内及び

地先指定区域  
 基点一、基点二、基点三、基点四、補助  
 基点一、補助点三、補助点二、補助点一、及  
 び基点一を順次直線で結んだ線により圍  
 まれた区域  
 基点一、補助点一の表示  
 下北郡大間町大字大間字大間平  
 一七番の八〇の北角に設置さ  
 れた標柱(起点)から三七度  
 三分五二メートル  
 基点一から一二五度  
 基点二から一四八度  
 基点三から一四〇度  
 基点四から一四〇度  
 二メートルから一四〇度  
 四号表示杭  
 基点一から一二五度  
 基点二から一四八度  
 基点三から一四〇度  
 基点四から一四〇度  
 二メートルから一四〇度  
 四号表示杭

図面番号	戸北八				
道路種類の	下手浜漁港				
路線名	下手浜				
	大間平				
変更の区間	指定場所 指定区域 指定区域 北下郡大間町大字大間字大間平地内及び 地先 基点一、基点二、基点三、基点四、補助 点六、補助点二、補助点一及び基点一を順次直 線で結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示 北下郡大間町大字大間字大間平 一七番の八〇の北角に設置さ れた標柱(起点)から三三七度 三〇分五二メートル 基点一から二二五度二〇メー トル 基点二から一四八度三〇分三 五メートル 基点三から一四〇度三〇分四二 二メートル 基点一から五四度三〇分二〇 〇メートル 基点二から五三度一八五メー トル 基点二から五三度一〇〇メー トル 基点四から〇度一六五メー トル 基点四から一五度二五メー トル 基点四から五四度三〇分一七 〇メートル 補助点六 補助点五 補助点四 補助点三 補助点二 補助点一				補助点一 基点一から五四度三〇分二〇 〇メートル 補助点二 基点二から五三度一八五メー トル 補助点三 基点二から五三度一〇〇メー トル 補助点四 基点四から五四度三〇分一〇 〇メートル

を

に改める。

変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
敷地の幅員	敷地の延長	備考	
敷地の延長	備考		
備考			

青森県告示第七百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年十二月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年十二月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
八戸市大字田向字毘沙門平四の一から八戸市大字田向字毘沙門前一二の三まで	二五・〇〇メートルから四三・〇六メートルまで	三三三・七〇メートル	

青森県告示第七百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年十二月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二八〇号	東津軽郡今別町大字大泊字与茂内六の一から東津軽郡今別町大字山崎字山元八九の一六まで	平成一九・二・一九
県道八戸環状線	八戸市大字田向字毘沙門前一二の三から八戸市大字田向字毘沙門前一二の三まで	一九・二・二四
県道妙売市線	八戸市大字田向字毘沙門平四の一から八戸市大字田向字館下一七の五まで	〃

路線名	供用開始の区間	後		前	
		後	前	後	前
1 国道二八〇号	東津軽郡今別町大字大泊字与茂内六の一から東津軽郡今別町大字山崎字山元八九の一六まで	九・〇〇メートルから	九・〇〇メートル	八・〇〇メートルから	八・〇〇メートル
2 県道妙売市線	八戸市大字田向字毘沙門前一四の三から八戸市大字田向字館下一七の五まで	二・〇〇メートルから	二・〇〇メートル	一・〇〇メートルから	一・〇〇メートル
3 国道三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字川原七八八の一〇から上北郡六ヶ所村大字泊字川原七八九の二まで	一・〇七三・二八メートル	一・〇七三・二八メートル	八七九・三八メートル	八七九・三八メートル

国道三三八号	国道二七九号
上北郡六ヶ所村大字泊字川原七八八の一〇から上北郡六ヶ所村大字泊字川原七八九の二まで	むつ市大曲二丁目二六から
むつ市大畑町佐藤ヶ平国有林一一九六林班わ小班から	むつ市大曲二丁目一〇六まで
むつ市大畑町佐藤ヶ平国有林一一九六林班わ小班まで	むつ市大曲二丁目一三三まで
	むつ市大曲二丁目一六から
	むつ市大曲二丁目一六まで
	むつ市大曲二丁目一六から
	むつ市大曲二丁目九まで
	むつ市大曲二丁目一〇から
	むつ市大曲二丁目三五まで
一九・三・一	一九・二・九

公 告

気象観測装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。  
気象観測装置 7式

二 履行期限

平成二十年三月二十七日

三 納入場所

青森県原子力センターが指定するモニタリングステーション

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、

平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）又は

平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札資格）の一の

規定により理化学・計測機器の購入の契約についてAの等級に各付けされた者で

あること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター総務担当

電話 〇一七五 七四 二二三一

2 入札書の提出方法

1に掲げる提出場所に持参し、又は郵便により送付すること。ただし、郵便により送付する場合は、配達証明することができる郵便とすること。

3 入札書の提出期限

平成十九年十二月十九日 午後五時十五分（郵便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

4 開札の場所及び日時

(一) 場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター 二階大会議室

(二) 日時

平成十九年十二月二十日 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九号の規定による。

七 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十 その他

1 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県原子力センター所長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求めら

れた場合には、これに應じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

7 Automated meteorological data acquisition systems

2 Time limit for tender:

5:15p.m.December 19,2007

3 Contact points for the notice

Aomori Prefectural Nuclear Power Safety Center  
400-1 Sasazaki Kurouchi,Rokkasho Village,Aomori  
Prefecture 039-3215 Japan  
TEL 0175-74-2251

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令

(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十九年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

医療等労働者の大幅増員、労働条件の改善、賃金と雇用の確保等

二 争議行為をなす日時

平成十九年十一月十四日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、豊田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年十一月九日

中津地域農政局長 九 戸 眞 樹

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	石岡 政憲	弘前市大字小比内二丁目一三の二	平成 一九・ 一九・ 一九就任
"	小田桐義文	" 大字撫牛子五丁目三の八	"

理事	長尾 勝雄	大字福田字花岡四五の一	
"	一戸 登	大字新里字中平岡六六	
"	福士 昭一	" 字西里見七四	
"	一戸 勝男	" 字中樋田二八の六	
"	相馬 満永	大字福村字堀合九二の四	
"	对馬 丈之	" 字下川原二の八	
監事	相馬 武城	大字境関字富岳二〇	
"	阿保 敏秋	" " 五〇の一六	
"	一戸 豊秋	大字新里字東平岡二一の四	
"	相馬 俊逸	大字福村字福富二七の九	
"	中川 清治	大字高田一丁目一一の六	
理事	石岡 政憲	大字小比内一丁目一三の二	一九・九六退任
"	小田桐義文	大字撫牛子五丁目三の八	
"	長尾 勝雄	大字福田字花岡四五の一	
"	一戸 登	大字新里字中平岡六六	
"	相馬 浩	大字境関字亥ノ宮六三の四	
"	福士 昭一	大字新里字西里見七四	
"	一戸 勝男	" 字中樋田二八の六	
"	相馬 武城	大字境関字富岳二〇	
"	相馬 満永	大字福村字堀合九二の四	
監事	阿保 敏秋	大字境関字富岳五〇の一六	
"	一戸 豊秋	大字新里字東平岡二一の四	
"	中川 雄蔵	大字高田一丁目一一の四	

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、館土地改良区の定款の変更を平成十九年十月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年十一月九日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小田川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年十一月九日

西北地域県民局長 神 豊 勝

役員別	氏名	住 所	就任及び退任年月日
理事	田中 賢一	五所川原市金木町時田桑元二六の一	平成一九・一〇・三就任
"	境谷 博顕	大字一野坪字坪実八六の三	"
"	藤森 勝文	大字長富字鎧石二三五の四	"
"	松本 和春	大字下岩崎字尾花原五八	"
"	棟方 兼夫	金木町喜良市中富田三五	"
"	三瀧成太郎	金木町川倉七夕野八四の一三〇九	"
"	青山 恭一	北津軽郡中泊町大字尾別字湯島一二二の六	"
監事	工藤 清治	大字中里字亀山六三一	"
"	小松 誠	大字大沢内字海原六〇	"
"	片山 英幸	五所川原市大字川山字森内一三八の二	"
"	泉谷 信治	金木町喜良市千苅一六七の九	"
"	外崎 義春	北津軽郡中泊町大字八幡字八幡五二の二	"
理事	原田 一實	五所川原市金木町嘉瀬端山崎一七六の四	一九・一〇・三退任
"	棟方 兼夫	" 喜良市中富田三五	"
"	佐藤 佐太	大字川山字森内三一の一の四	"
"	境谷 博顕	大字一野坪字坪実八六の三	"
"	中谷 肇	金木町川倉林下七八の一	"
"	沢田 茂	" 嘉瀬雲雀野九六の一	"
"	青山 恭一	北津軽郡中泊町大字尾別字湯島一二二の一	"

工藤 清治	六	大字中里字亀山六三一	〃
小松 誠	〃	大字大沢内字海原六〇	〃
泉谷 信治	〃	五所川原市金木町喜良市千菊一六七の九	〃
長利嘉市郎	〃	北津軽郡中泊町大字深郷田字富森一五二	〃
阿部喜代春	〃	五所川原市大字長富字鎧石一〇一の二	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年十一月九日

西北地域県民局長 神 豊 勝

役員別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	黒滝 昭造	つがる市稲垣町繁田源五四の一	平成一九・〇・三就任
〃	松橋伊左美	富范町萱津七	〃
〃	成田 博	〃 藪分一五	〃
〃	羽場 晃	豊富町千貫一六	〃
〃	藤田 順造	稲垣町豊川藤ヶ森一の一	〃

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第

六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十九年十一月九日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県県土整備部監理課内
- 四 その他  
一 の書類は、平成十九年十一月二十八日をもって通知があつたものとみなされま

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
伊勢田 智彦	住所不明（昭和63年11月4日職権削除） ただし、戸籍の附票の住所 東京都北区滝野川6丁目78番2号 第五百柱	
伊勢田 隆一	住所不明 住所不明の住所 千葉県市川市桜井新町2丁目7番地4 いすみハイム12号	
花部 強志	住所不明（平成16年10月20日実態調査により 職権削除） 住所不明の除票の住所 ただし、県大和市つきみ野四丁目3番地6 つきみ野コーポ1-A号	
花部 英義	住所不明 住民票の住所 ただし、東通村大字白糠字浜通84番地	

（発行者・発行人） 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県  
（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町千二百七十七号 東奥印刷株式会社  
毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭